

## 規制シート(様式)

190197201050001

平成29年2月20日

規制の名称	石油パイプライン事業法	所管府省	経済産業省、総務省、国土交通省
根拠法令等	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	国土交通省 大臣官房参事官(物流産業) 川上泰司
規制目的	石油パイプラインの設置及び石油パイプライン事業の運営を適正ならしめ、並びにその事業の用に供する施設についての保安に関し必要な規制を行うことにより、合理的かつ安全な石油の輸送の実現を図るとともに公共の安全を確保すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石油パイプライン事業を営もうとする者は、石油パイプラインの系統ごとに主務大臣の許可を受けなければならない。(事業の許可)</li> <li>○ 石油パイプライン事業者は、事業用施設の設置、変更(軽微な変更を除く。)等に係る工事計画を定め、工事計画について主務大臣の認可を申請しなければならない。また認可を受けた際は、当該事業用施設についてその工事を完成し、主務大臣の検査を申請しなければならない。(工事の計画及び検査)</li> <li>○ 事業用施設の保安を確保するため、保安に関する組織及び教育に関する事項等、保安規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。(保安規程)</li> <li>○ 事業用施設のうち、送油用圧送機及び送油導管並びにこれらの附属設備を対象に、前回の検査の日から1年を経過した日の前後1月を超えない時期に主務大臣の検査を受けなければならない。(保安検査)等</li> </ul>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	安定した石油の輸送を実現し、石油パイプライン及びその他の施設の安全性を確保するためには、引き続き適切な事業運営が可能なる者による必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		